

# 住民監査請求に係る監査に伴う証拠の提出及び陳述の聴取の取扱基準

[施行 平成 15 年 7 月 28 日]

[一部改正 令和 2 年 4 月 1 日] [一部改正 令和 5 年 9 月 5 日] [一部改正 令和 8 年 2 月 25 日]

## (趣旨)

第 1 この取扱基準は、地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定による証拠の提出及び陳述の聴取並びに同条第 8 項の規定による立会いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (証拠の提出)

第 2 請求人は、監査委員が指定する期日まで証拠を提出することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

2 証拠の提出は、郵送によることを妨げない。

## (請求人の陳述)

第 3 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

2 監査委員は、請求人が 2 人以上の場合には、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

3 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

4 陳述の時間は、30 分以内とし、陳述人が 2 人以上の場合には、合わせて 1 時間を超えないものとする。

## (関係職員等の立会い)

第 4 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある知事その他の執行機関若しくは職員(以下「関係職員等」という。)を立ち合わせることができる。

2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

## (関係職員等の陳述)

第 5 関係職員等の陳述の聴取は、監査委員が必要があると認めるときに実施する。

2 監査委員は、監査対象部局が 2 以上の場合には、監査対象部局が選出した代表の関係職員等に陳述を行わせることができる。

3 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

4 陳述の時間は、30 分以内とし、陳述人が 2 人以上の場合には、合わせて 1 時間を超えないものとする。

## (請求人の立会い)

第 6 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人又はその代理人を立ち合わせることができる。

2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

## (陳述の聴取の中止等)

第 7 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な聴取が困難であると認めるときは、陳述の聴取を中止することができる。

- 2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な聴取が困難であると認めるときは、立会人に退場を命ずることができる。

#### (陳述の傍聴)

第8 監査委員は、傍聴を認めることができる。

- 2 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は10人とする。ただし、事情により、監査委員は、傍聴の定員を増減することができる。
- 3 傍聴人は、陳述の聴取の場所への入場又は退場に際し、監査委員又は監査委員の命を受けた職員の指示に従わなければならない。

#### (傍聴の禁止)

第9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述の場所に持ち込むことが適当でないと認める物品を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット又はゼッケンの類を着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

#### (傍聴人の守るべき事項)

第10 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしないこと。
- (3) みだりに自席を離れないこと。
- (4) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器は、電源を切り、又は音を発生させない措置をとること。
- (6) その他陳述場所の秩序を乱し、又は陳述の妨げとなるような行為をしないこと。

#### (傍聴人の退場)

第11 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 陳述人が陳述を傍聴されることを望まないとき。
- (2) 傍聴人が第10（傍聴人の守るべき事項）の規定に違反したとき。
- (3) 監査委員が陳述の状況から傍聴を認めることが適当でないと認めるとき。

#### (陳述の撮影及び録音)

第12 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可を得なければならない。

#### (その他)

第13 この取扱基準に定めのない事項及びこれにより難しい場合は、監査委員の合議により決定するものとする。

#### 附 則

この取扱基準は、平成15年7月28日から施行する。

#### 附 則

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年9月5日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和8年2月25日から施行する。